

参議院大蔵委員会会議録第八号

(二〇四)

平成四年五月二十八日(木曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

五月二十七日

藤井 孝男君

角田 義一君

五月二十八日

谷川 寛三君

辞任

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

補欠選任

谷川 寛三君

三石 久江君

補欠選任

鎌田 要人君

竹山 裕君

大河原太一郎君

野末 陳平君

前畑 幸子君

本岡 昭次君

白浜 一良君

石川 弘君

大島 慶久君

大浜 方榮君

鎌田 要人君

斎藤榮三郎君

中村 太郎君

藤田 雄山君

赤桐 操君

久保 亘君

鈴木 和美君

三石 久江君

村田 誠醇君

和田 教美君

近藤 忠孝君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

内閣法制局第三部長

経済企画庁調整局長

経済企画庁総合計画局長

環境庁企画調整局長

外務大臣官房審議官

外務省欧亜局長

外務省経済局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

事務局側

常任委員会専門員

池田 治君

三治 重信君

宮澤 喜一君

羽田 孜君

津野 修君

吉富 勝君

長瀬 要石君

八木橋惇夫君

川島 裕君

兵藤 長雄君

林 陽君

青木 幹雄君

篠沢 恭助君

日高 壮平君

小川 是君

涌井 洋治君

濱本 英輔君

松野 允彦君

土田 正顕君

谷口 恒夫君

吉田 弘正君

下村 純典君

本日の会議に付した案件

○証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹山裕君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、角田義一君及び藤井孝男君が委員を辞任され、その補欠として三石久江君及び谷川寛三君が、また本日、谷川寛三君が委員を辞任され、その補欠として鎌田要人君がそれぞれ選任されました。

○委員長(竹山裕君) 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 せっかく首相に御出席をいただいておりますので、法案にかかわる質問に先立ってごく簡単に御尋ねしたいことがございます。

「真珠湾」から五十年後のいま、日米両国はお互いにとって最も大切な関係だといわれながら、多くのアメリカ人が日本はソ連よりも恐いと思つてゐる。これは首相が昨年、「戦後政治の証言」の前書きにお書きになつてゐることでござい

ます。この意味を少し教えていただきたいと思います。○国務大臣(宮澤喜一君) ということを私はそのとおりに思うと申してゐるのではなくて、アメリカのマスメディアにそういういわば常識を外れたことを言う人がおりますから、ある意味でそういう言い方が一部に受けるのかもしれないけれども

も。

米ソの対立が長く続きました。これは軍事的な対立を含む、それが大きな部分でございませうけれども、それがなくなつたといふことは、いわば民主主義陣営にとつては勝利である、こう考えるとともに、アメリカ人は長い間のいわば仮想敵がなくなつたといふ感じを持つ。それは気持ちの上では喜ばしいことでありましようけれども、目標がなくなつたといふような意味で、それなら今度は経済面でやはり日本との競争があるといふふうに考えるならば、かわるものは日本である。こういう一種のマスメディアの一部の極端な表現であらうと思ひます。軍事的な脅威と経済的な脅威とは質的に違ひますので、それが取りかわるといふ考え方は、ちよつと考えればもう常識に外れたことであると思ひますけれども、そのような表現が一部に見られたことは記憶しております。

○久保亘君 文面どおりに見ますと、今首相がおつしやつたような意味にはなかなかとれないのでございまして、「多くのアメリカ人が日本はソ連よりも恐いと思つてゐる」、こうお書きになつております。

私は、これを読みながら思ひ起こしたことがございまして。それはアメリカ在郷軍人会の総会の席で、元將軍のアイケルパーガー氏が、日本の青年ぐらゐ好戦的なものはいない、アジア人にはアジア人で戦わしめよという演説をやつたことがございまして、そのことをふと思ひ起こしながら、首相もそういうことが念頭にあつてお書きになつたことかなといふことで一つ気になつたことでござい

ます。きょうは、本題ではございせんのでこの問題はそれだけにしておきますが、引き続き、「そんな中で湾岸戦争があつた。米ソの冷戦解消を背景にして、国連が戦争処理の正面に出て来たことは

画期的なことである。」、こうお書きになっております。

「国連が戦争処理の正面に出て来た」というのは、どういうことを指すのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 湾岸戦争に当たりまして、米國を中心とする幾つかの國が、この処理をしますために國連の安保理事會の招集を求めて、そして、侵略がありましたのはあの年の八月の初めでございまして、翌年の二月の末までの間、安保理事會を通じて十幾つの決議の成立を求め、その決議に基づいて行動をした。これは私は非常に賢明なことであつたと思ひますが、したがつて、多國籍軍というものはありましたが、けれども、多國籍軍の行動は常に安保理事會の決定の履行として行われた。そういう経緯がございまして、これは久保委員のよく御承知のとおりでございします。その間に、國連の事務総長あるいは安保理事會の議長、常任理事國等々がこの紛争の處理に奔走をした、こういうことについて申し述べたものであります。

○久保亘君 この文面からいたしますと、多國籍軍がアメリカ主導のもとにサウジアラビアに展開をして、そして湾岸戦争を遂行していった。そのことが國連が戦争處理の正面に出たことという理解に立つとすれば、私はこれに全面的に同意ができないことではございますが、これに続いて、「わが國も傍觀していることは許されぬ」という世論の高まりの中で、「ここから先が大事なんです」、「憲法の下で日本は何が出来るのかを國民は戦後はいま真剣に模索している」、「私は大変正しい記述だ」とこの部分に関しては思つております。

憲法のもとで日本は何ができるのかを真剣に模索する、そしてこの國民的模索は、「二十一世紀に向かつて続けられるであろう」というのが首相のお書きになつておられることではございませぬ。この点について、私は同意できる部分だと思つております。特に、憲法のもとでということになりますと、その前段に書かれました、國連が戦争處理の正面

に出てきたことは画期的なことであるが、我が國民は、憲法のもとで日本は何ができるのかを二十一世紀に向かつて真剣に模索を続けていくであらう、こういうことなのでありますから、この点は、今日私も國會で論議をしております問題については、首相も、昨年總理におなりになる前にお書きになつたこの考え方に徹しておやりになることが私は正しいことではないだらうか、こう考えるのであります。

首相の立場というのが、政府や与黨のスピーカーの立場ではなくて、ぜひあなたのこういった政治理念の上に立つてリーダーとして貫かれることを期待いたしております。一言お聞かせいただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 憲法のもとで云々と申しましたのは、湾岸戦争が起りましたときに國內でいろいろな議論があつたわけではございませぬ。

多國籍軍というのは、先ほども申し上げましたように、國連の安保理事會の決議を履行する形で十幾つの決議を重ねまして、それに基づいて行動をしたというところは私は極めて賢明なことであつたと思ひますけれども、しかし、この多國籍軍はそれにもかかわらずやはり多國籍軍であつて、しばしば議論せられる國連軍というふうなものではないわけではございませぬから、そうでない限りは多國籍軍の行動に我が國が直接参画をするということは憲法上やはり非常に問題があるであらう。當時いろいろ議論がございましてけれども、私はそういうふうな考えをいたしましたし、今も考えておるわけではございませぬ。

他方で、しかしこの湾岸戦争に際して、その處理に当たつて我が國が財政的負担をすべきかどうかという点につきましては、サダム・フセインの起こした行動が明らかに侵略であるということばかりでなく、そのような判定とそれに対する対応が、國連という世界各國のいわば世論を形成すると考えてもいいような場を通じて行われているということにかんがみましますならば、この處理につ

いて財政的な支援をすることは、これは憲法の精神に照らして間違ひではない、こういうふうな私自身考えました。したがひまして、我が國が多額の財政的な支出をしたことは正しかったと考えるものであります。

今後に向かひまして、二十一世紀云々と申しましたのは、多國籍軍という形であれば我が國がなかなかこれに参画をするということは難しいであらうが、まだだれも具体的に定義をしたことはございませぬけれども、もしも将来國連憲章の中で國連軍というものができて、それが國際公務員であるというような場合には問題はどうか、あの事件を契機にいたしまして國民的に起つた、我々は金ばかり出したのでは務めはすべて果たしたとは言えない、やはり汗を流す、そういう人的な貢献も必要ではないかというふうな議論には聞くべきものがある。

そういう中で、掃海艇の派遣というのは戦争が終つてからでございまして、自衛隊法にも明快な規定があることではございませぬからこれはもとより問題がないとして、國連が行う平和維持活動等々について、我が國は今まで参画したことはございませぬけれども、あのときのやはり経験にかんがみると、こういうことについては我々は参画をすべきではないのか、それはむしろ憲法の期待するところではないかといつたようなことにつきましてもいろいろ議論が起つてきた。ただいまも國會でこの点について御審議をお願いしているわけではございませぬけれども、そのようなつまり米ソの対立が、冷戦という事態がなくなつた結果、國連が世界の平和の維持増進のために、あるいは戦争防止のために機能をする可能性は非常に大きくなつた。そのことは喜ばしいことでございしますから、それについて我々はどのような寄与と貢献をなすべきかということ、これは長くやはり國民の間で真剣に討議せられるべきことではないかと、こういう趣旨で申したわけではございませぬ。

○久保亘君 大変重要な日本の進路にかかわる問題なのでございしますから、首相自身がお述べになつておられるように、この問題について國民的な合意をどう得ていくかということについては真剣で慎重な模索が続けられなければならぬ問題であらう、こう思つております。

ところが、私も非常に気になるのは、こういう問題を議論しているさなかに、防衛庁首脳というところで報道されますと、参議院で可決した自衛隊の調査団をカンボジアへ送りたい、こういう発言が出てくる。こういうものは、大変私どもとしては、今首相が言われたようなこととは違ふことではあるけれども、進められているのではないかという疑問を深くするわけです。

きょうはこれが主題ではございませぬで、私は目下の最重要な問題について、きょうは總理が御出席になりましたのでお尋ねをしたわけではございませぬ。

もう一つ伺つておきたいことがありますが、六月初めにリオで開かれます正式には環境サミットというんですけれども地球サミットというんです、このサミットに首相は御出席の御予定だと承つておりますが、御出席になられますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) この會議の持つております重要性につきましては、久保委員よく御承知のとおりでございしますので、私としては出席をしたいといふことを希望いたしております。ただ、國會の開會中でございしますので、そのときの國會の状況がそれを許すかどうか、お許しが得られるかどうかということにつきましては、その時点で判断をするしかどうも仕方がない、自分としてはひとつお許しを得て出席をいたしたいというふうな強い願望を持っておりますけれども、そのような状況でございしますので確定的に申し上げることができないというところでございします。

○久保亘君 私も首相が都合がおつきになる限り御出席になられることを望んでおりますが、もし御出席にならぬ場合に、このサミットにおいて環境と經濟、これまで矛盾する命題と考えられて

きたこの問題について、これからどういう進め方をすべきかということが議論になるのだらうと思っておりますが、首相がこのサミットに御出席になります場合には、どんなことを目標にしているのでしょうか。

それから、特に地球環境基金の問題、そしてこれとの関連等も含めて今環境税をめぐる議論が国内でも多くございます。この地球環境基金や環境税の問題等について首相のお考えをお聞かせいただければ幸いです。もしよろしくお話しただけで結構です。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのような事情でございますので、この会議でどのようなことを申し述べるべきかにつきましては、もう少し出席の問題が固まりましてから考えなければならぬと思っておりますけれども、一般的に申し上げて地球環境問題というのは申すまでもなくこのような意味で重要なものになってきたということ、また、この長期的にわたる解決のためには国際的な取り組みが必要であるということ、その国際的な取り組みの中で我が国がどのような対応をすべきかということについての我が国としての考え方、それらを申し述べるということであろうかと考えております。

そこで、今環境基金あるいは環境税等についてお尋ねがございましたが、この問題の認識が世の中で高まり、我が国でもそうでございますが、そういう意味ではこれに積極的に貢献をするということが非常に望ましい、そういう国民的な受け取り方の中で環境基金というようなものに積極的に協力しようという動きが民間からあちこちで起こり始めておる。そういうことから基金というものが可能になってくる可能性は私は非常に高いと思います。これは喜ばしいことでありますし、そのためにどのような政府としての対応ができるかということも考えておく必要があるであらうと思っております。

他方で、環境税という問題につきましては、まだ問題が十分に議論をされ、展開しているとは思

いせんけれども、大まかに申して環境税と言われるものには二つの恐らく目的が考えられていると思えます。それは、ある種のエネルギー源をなるべく使用を節約するという目的から、その使用に多少のお荷物をかける、どう申したらよろしいんでしょうか、使用を多少それだけコストリーにするために税金を取るといような考え方はあると思うんでございます。高くなれば使いにくいという意味でのそういう税金の機能というのは一つあると思いますが、別にともより税金でございすから、これを財源に環境問題についての有効な対応をする財源としての税金。これはもう普通に考えられることでございます。そういう二つの目的を私は持つて環境税というものが言われておるのであると思っております。

しかし、おのおのについていろいろ問題がある。それは前者については、確かに安いエネルギー源を探するという意味で有意義だと思いますけれども、それが十分採掘し切れないうちに負担がふえるということでは、国民経済そのものの負担がふえるということでは、国民経済そのものの負担がふえるという立場から言えば、また、あるいはOPECのような立場から言えば、それは自分たちが世界に供給しているエネルギー源に重課をするという、こういう受けとり方になるであらうと思っております。

それから、財源としての環境税ということであれば、その金は何に使うのかということがまず解明されませんと、税金というもののついでの話はそれから先へなかなか進めないといったようなことがございまして、そういう幾つかの要素がございまして、環境税というもののこれからいってはどういう少しいろいろな検討、あるいは世論の成熟というのを待つ必要があるであらうと私としては考えております。

○久保亘君 今回開かれます地球環境サミットは、二十世紀におけるグローバルな人類の課題として最大のものと言ってもいい大きな問題との取り組みだ、こう思っております。首相がぜひ出席をされて、そしてまた、お帰りになりましてか

ら、私どもも十分この地球環境問題、そしてこれに対する日本の取り組み方等について議論を尽くして下さることを期待いたしております。

もう一つだけ伺っておきたいことがございす。それは衆議院の定数は正に二に、首相は与党に對して取りまとめを指示されたということとを私どもは承るのでございますが、第一段階として九増十減ということでは、第一段階として九増十減ではないのかという気がいたします。九増十減ではないのかという気がいたします。減の方には奄美群島区が入っておりますので、選挙区単位で見ますと十一減ということになっておるのではないかと、こう思っておりますが、あれを御指示なさいました首相の方ではどう御理解でございすか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 定数は正の問題につきまして、私どもの党内に政治改革本部がございまして、二月以来検討を続けてきてもらいました。基本的にはこの格差というものはやはり二対一、なるべくそれに近づけるべきであるという基本の思想を政治改革本部は抜本改革を絡めまして見通しまして、表明をしておるわけでございす。今私どもが党内で議論しておりますのは、当面、緊急にいかにかすべきかということでございます。その緊急の当面の是正として十減九増という一つの指針と申しますか、党内の意見取りまとめの努力が行われておるところでございます。

できますれば、これはもとより各党の協議会で御討議をいただかなければならない問題でございますけれども、その前段としての党内の意見調整がただいま行われております。

奄美群島の問題は、議員一人当たりの人口の少ない順番からいけば、選挙区が百三十でございますが、六番目になっておると思っております。この奄美群島の問題をどう取り扱うかということは、私も問題の所在は存じておまして、ただいま私どもの党内で調整をいたしておるところでございます。

難しい問題でございますけれども、調整をいたしました上で各党間の御協議をお願いしたいと思っておりますけれども、ただいままだ党内の調整中でございます。

○久保亘君 この問題は、それじやまた改めて議論をする機会があるかと思っております。それでは次に、日本経済の見通しが大変不透明だということが言われているのであります。その中で、三月の末に緊急経済対策を政府としておとりになりました。その後、予算が成立して、その経済対策を推進していく中で、今また新しい状況というものが生まれてきていると思うのであります。景気の現況というものをどういうふうにご政府としては把握をいらつしやるのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 基本的に我が国の経済が調整過程にある。そして以前に比べますれば景気が減速をしているという感じが広く持たれておるという、そういう認識を持っております。実はこのことは予想せられなかったわけではございませんので、昨年の暮れに予算編成をいたしましたときに大蔵大臣と御相談をいたしまして、あのような予算の編成をいたしました。

中央、地方を通じて、景気の減速に対応しようとして、財投も含めて考えただけでございますが、予算をお認めいただけましたので、三月の末に決定いたしました前倒しを初め、諸般の緊急施策を発動をいたしておるところでございます。ただいまとしましては、この施策の浸透を見守っております。中央銀行においてもこの間、公定歩合の第四次引き下げを行ったという、今そういう段階でございます。

このたびの景気の減速は、在庫調整が早いものにつぎましては昨年の夏ごろに始まっておりますけれども、かなり多くの経済分野で昨年の暮れごろになりまして初めて在庫調整が始まったということが今振り返りますと統計で明らかになっておりますので、その分の在庫調整はかなりまだ時間がかかり、今進行中である、こういう状況であ

ろうと思ひます。でございますので、これ以上減速感が広まらないようにということ、そういう意味では政府の中央、地方を通じます緊急経済対策はその効果が浸透しつつあると、こう考えておりますので、その効果を見守っておるといふのがたまたまの私どもの立場でございます。

万一たまたまこの緊急経済対策が不十分であるということがわかってまいりますならば、それはそれの迅速に対応しなければならぬと考へておりますけれども、たまたまはまだそれを申す段階ではなく、私はこの緊急経済対策によりまして比較的早い時期に経済の立ち直りというものが期待できるのではないかと。

何よりも、前回のプラザ合意後の不況と比べますと、雇用の不安というものがありません。有効求人倍率は少し下がりましたが依然としてかなり高いところにおりますし、またあのときにございしました企業城下町というようなものの灯が消えてしまふような不況というものは今はございせんので、そのときとの比較、それから殊にヨーロッパの各国、失業率が一〇%、アメリカでも七%余りでございしますから、そういう状況と比べますと我が国の不況というものは、それは決して楽観はいたしておりませんけれども、雇用の不安がないというところはこれに対する対応がそれだけいけば難しくない、対応のしようがあるという、そういう状況であるというふうな判断をいたしております。

○久保亘君 今首相のお考えになつてゐることはわかりましたが、エコノミストの判断というものも、人によつていろいろございしますが、全体を通してやっぱり景気の減速段階で、非常に早い時期にこれは回復してくるという見方は少ないのではないのでしょうか。政府で言えば経企庁あたりはかなり景気のいい見方をされておるようでありますけれども、全体にそういうことではなくて、もう一段景気対策、経済対策を進めるべきだという主張をなさつてゐる方は大変多いように思ひます。民間の研究所の責任者の人たちのお話を

伺ひましても、そういう考え方の人たちが大変多くいらつしやるように思つておりますし、また、政府でも新経済五カ年計画においては実質成長率を〇・二五%マイナスにされるというふうに向つておりまして、この問題は正確な判断と見通しの上で立つて的確な、時期を失しない対策がとられなければ政府の責任を果たしたということにならないんじゃないかと思つております。

そしてまた、この問題はミュンヘン・サミットにおいて大変大きな問題として日本の立場が議論されることになるのかと、私はそういう考えも持つておりますが、首相は大変慎重に慎重におつしやつておりますが、現況の判断の上に立つた経済対策というものを、今直ちにやるといふ問題ではなくても、その方針については明らかにしておくことが政府のとるべき道ではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) 総理からでございまして、うけれども、確かに景況の判断については、常に直近といひますか、現状といふものをきちんと把握するといふことが非常に重要であらうというふうに思つております。そういう意味で、私もどなたも通じたり、あるときには通産省の機関等を通じて、刻々のその動きといふものをやっぱり把握しながら対応していかなければいけないだろうというところ、私もよくこれから注意していかなければいけないというふうな存じております。

ただ、景況の判断について多少の、何というのですかばらつきというものが、最近では割合と早く回復するであらうという声も実は出てきておるといふことがあります。と申しますのは、このところ住宅なんか割合と回復基調にあるといふこと、また、鉄鋼の一部等については多少不足ぎみになつてきて、生産が今動きつつあるといふようなこと、あるいは今まで生産を減らしてしまつた在庫がたまつていく、というのは要するに需要が少なかつたといふことでありますけれども、これが割合と真つ当に動き出したといふようなこと

と、こういった中から、私もはそういったものを感じ取ることができるといふふうに思つております。

ただ問題は、追加ということだけを、今御指摘のありましたことを私たち念頭に置かなきゃいけないわけでありまして、まだ先に何かがあるんじゃないのかというのを考えますとなかなか動かないという問題があると思つております。ですから、そういった点を注意しながら現状といふものをよく把握して、そして的確に対応していくということが重要であらうと思つております。

それともう一点は、今度の不況といふのが、マインドといふことをよく言われますけれども、それだけではなくて、相当多くの設備投資というのが二三年と続いたといふことでございまして、そのストックの調整があるといふこと。それから、どちらかといふと今までの日本のそれは薄利多売的なものでしたわけでありまして、経済界の皆さん方もやっぱりこれはまずいなということを考え出されてきておるといふことで、これからの設備投資は増産あるいは生産の効率というだけではなくて、むしろ時間短縮ですとか、そのための省力化の設備投資といふことでありますから、多少不況感といふものがあるときにはなかなかさういふものに手が出せないといふこと、例えば公定歩合を下げたといふところはなかなかそこらに原因があるのかといふふうに考えます。

私も、これでもし下手なことをやつてまたインフレみたいなのを起こしてはこれはまずいのですし、小さなバブルでもまた起こすといふことは危険なことであらう。そのあたりも十分注意しながら対応していきたい。しかし、今御指摘がございしましたように、本当に現状どうなのかといふことを、刻一刻の移り変わりといふものを私たちが十分正確に把握するようにこれからからも努め、そして適切に対応していきたいといふことを申し上げたいと存じます。

たいと存じます。

○久保亘君 宮澤さんはプラザ合意以後の日本経済の責任者でもございしましたから、あのときの一つの苦い体験といふものがあるわけですね。それで、そういうものがあつて、本来どちらかといふと景気浮揚の政策について非常に積極的な推進論者であらうと私は思つてゐるんですが、そういう首相にして大変慎重な立場をおとりになつてゐるのか、こんなことを思ひながら、しかし日本経済の現況といふのは、厳しい見方をしておられる専門家の御意見といふものに対して私どもは深く着目しておかなければならぬと思つております。

私ももとしましては、そういう経済の浮揚という側面とあわせながら、今、日本の地方と呼ばれる地域において、政府の経済政策によつて公共事業の前倒しが行われたために後期における状況はどうなるのかという不安感が大変強いわけです。例えば私の住んでおります鹿児島市などは前倒し七八%と聞いております。そして、地方の場合には公共投資が地域の経済にとつて非常に大きな部門を占めてゐるわけでありまして、この前倒しに対してこれから政府の方で具体的に財政政策としてどういふことをやつてくれるのかといふことに対する期待と不安感といふものがあるわけです。

こういうものに対して、私は追加補正をおやりになるのなら、効果を最大限のものとしていくためには実際に補正を組む時期の問題ではなくてその方針を政府がどの時点で明らかにするかといふ問題が非常に大きな効果をもたらすんだらう、こう思つておりますので、追加策として公共投資、特に生活関連を重視していく立場での公共投資について積極的な意思をお持ちなのかどうか、どの程度のことをお考えにならうと思つたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 例え話を申し上げて恐縮でございますけれども、昼飯をうんとひとつこちそうしたから晩御飯は我慢してくれというよう

なことは私は申すべきことではないと思っております。前倒しをするという事は、これをできるだけ早く消化をして国民経済を興してほしいということでございますので、将来が不安なために前倒し分を少し繰り延ばすようなことをしていただければその効果はないわけでございます。したがってそういう御心配は、御懸念は無用である。先に行つてすべき仕事があり、しかも国民経済としてどうしてもそれをするのが大事であるというところであれば、それはそれに対応するような処置は間違いないさなければならぬ、必要であれば。そういうふうな今から考えております。

○久保亘君 もう一つ、私どもは経済対策の側面からも重要なことではないかと思っております。ことに、所得税、住民税の減税が国民の強い要請としてある、こう思っております。

最近発表になりました内外価格差を見まして、また、昭和六十三年以来所得税減税が行われていない。その間に物価が一〇％上昇している。つまり物価の上昇に見合う税制上の調整というものは一切行われていない。こういう側面から見しても、所得税、住民税の減税というのは今非常に重要な要請となつてきているんじゃないかと思つてゐる。このことについてもいろいろな意見があります。首相はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その問題でございますが、久保委員もよく御承知の、過般の税制の抜本改正をいたしました際に、税率構造のいわば税率の刻みの緩和であるとか、あるいは基礎控除を引き上げる、配偶者特別控除を設ける等々の思い切った改正をいたしました。これは御承知のように、中・低所得層のいわば重税感あるいはちよつと所得がふえるとすぐ上の刻みに行くというような負担の累増感というものを緩和したいと考えたわけでございます。

その結果としまして、ただいま我が国の課税最低限というのは諸外国に比べまして非常に高い

ものになっておりますし、また、一番最低の税率は低いものになっておる。我が国の所得税はそういう意味では従来と一変をしたぐらい大きな税制改正をさせていただいたと考へております。

もとより、納税者の立場からいつて所得税は軽いほどいいというのはそれは十分首肯できることでございますけれども、ただいまの国の財政状況から申しますと、所得税の減税ということとはたゞいま申し上げましたような理由から私はなかなか考えにくい。殊に、過般の税制改正からそんなに時間がたつておりません。また、現在の負担状況を諸外国と比べましても先ほど申し上げましたようなことでございまして、私はこれは簡単に考えられないことだと思つております。

○久保亘君 経済対策という立場を離れて考えましても、今首相が税制改正を行つたときのことをお話しくださいましたけれども、そのときに、直間のバランスの問題とかさういうようなことで税制改正の一つの目標というものを国民に対してお示しになつたはずで、計量的には示されていなければ、方向を示された。ところが、それから数年を経た今日、それじゃ直間のバランスというところで税制改正がねらつたものは達成されてゐるのかということになれば、ほとんどその目的は達していないんじゃないでしょうか。

そういう意味でも、所得税というのは、特にあの改正のときに国民に説明されたことというのは、実感として納税者である国民の側はそれのこと、が実現したとは受けていてないんです。そして、この数年間にわたつて全く所得税の減税が物価調整としても、物価調整に見合う分でも行われていないということに対する不満感というのは非常に強いものがあると思つております。だから、今首相がそのことは考えにくいというお話でございましてけれども、恐らく党首会談等においても各党それぞれ御意見のあるところだと思つております。十分にひとつ御検討くださることをお願いいたしておきます。

それでは、法案に直接かわる部分について少

しお尋ねをいたしておきますが、今回、証券取引等監視委員会が設置されることを提案されておりますこの出発点というのは、昨年、議会でも取り上げられました一連の証券業界をめぐる不祥事でありまして、その不祥事は大別をいたしますと、一つは損失保証と補てん、一つは相場操縦的行為、もう一つは暴力団取引であつた。こう思つておりますが、これらの問題は社会的に大変影響の大きい犯罪であるという認識の上に今回の証券法の改正が行われるものであると理解をしてよろしいかどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 犯罪という意味を非常に厳格に使うかどうかは別といたしまして、ただいま御指摘になりました補てんの問題、あるいは相場の操縦の問題、いずれも市場の公正なフェアな運営という観点から申せば極めて好ましくないことであることは申し上げるまでもございませう。

いわんや、第三に言われました暴力団云々についてはなおさらのことだと思つてます。○久保亘君 本来、この種の行為というのは法律で明確に犯罪として規定できない部門もあつたのかもしれないけれども、大蔵大臣が提案理由の説明で述べておられるこれらの社会的影響の大きい犯罪、こういう表現を使つておられますね。私は、昨年来指摘されております一つ一つの事件が、これが犯罪を構成するかどうかという問題を別にしても、こういったような行為は少なくとも社会的犯罪として律せられるものである、したがつて今回これらの行為を厳しく監視をしていくために監視委員会がつくられるものであるという認識に立たなければいけないではないかと思つてゐます。

もちろんこの監視委員会が、それじゃさかのぼつて過去問題になりましたものを扱えるのかどうかという問題は、これは法律がどのように適用されるのかという問題でしようから、それは別だと思つてゐるけれども、そういう認識でおやりになるんですか。そうならば、業界に対してはあ

程度の責任に基づく処分とかペナルティが科せられた部門もございまして、このことに対して連带的に責任を負わなければならぬ行政機関の側は、一体この証券取引等監視委員会の設置と何項目かの証券法の改正をもつてこれらの一連の事件に關しては一件落着、こういうことになつてゐるんでしようか。

○国務大臣(羽田孜君) その点につきましては、例えば先年起きた問題につきましては、橋本前大蔵大臣が損失補てん等を禁ずるという法案を通過せしめた後に辞任をされたというような、みづからがそういうことをなさつたということ、あるいは事務次官以下の担当の皆様方がこれは減俸処分あるいは訓戒等が行われたということで、一応の処理をしてきたということでありまして、私も、私どももいたしましては、再びそういったものは起こしてはならないということの中で今御審議をいただいている法律を御提案させていただいてゐるところでございます。

○久保亘君 この一連の事件を通して、国民の側、私どもの側から見ますならば、私は一つだけメリットがあつたと思つてゐることは、証券市場というのが企業にとつての最も有力な資金調達場所であり、それから個人にとつて資産運用の場所であるという認識が高まつてゐるということだと思つてゐます。しかし、それではそのことに、一連の事件が失墜せしめた信頼というものを回復して正しくそういう場として活性化していくかどうかという問題は、この証券取引等監視委員会がどのようにこれから活動をしていくのかという問題が一つと、それから業界がどんな受けとめ方をするのかが。

証券業界も昨年みづから倫理綱領のようなものをお決めになりました。それから経団連も企業行動憲章というのを決めになつて発表になりました。首相は当然御存じだと思つてゐますが、この二つの綱領や憲章については御承知になっておりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 詳しいことではござい

ませんが、そのようなことがございましたこと、大きな大筋の考え方は存じております。

○久保亘君 本来、この経団連の企業行動憲章とそれから証券業界がみずから決めました倫理綱領というものを業界がきちっと守るなら、監視委員会は私には要らないぐらいのものだと思ひます、あそこへ書いてあることをそととやりやうとすれば、ところが、こういうものはつくつたけれども、すぐ飛ばしにかかるとすね、そして全然守つていかないといふことになれば、やはり監視委員会というものがよほどきちんとした役割を果たさなければいかぬと思ふんです。

それで、お尋ねしたいことは、監視委員会の委員が三名と決められた理由はどういうことでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) まずその前に、お話がございましたように、まさにこれから正常なルールの中でこれを行っていく、証券取引というものをやっていくということに關しまして、今度の証券法の中に証券取引所あるいは証券業協会、こういったものを自主規制団体としてきちんとして位置づけをされたということ、そういう中で相当な権限を持つてやうなということ、今先生から御指摘がありましたように、確かに監視委員会が機能しなければいけないけれども、しかしまずやうばり市場そのものがきちんとしていくということが、一番重要であらうというふうに思つておりました、そういう点はこれから私も私たちが念頭に置きながら対応していきたいと思つております。

また、なぜ三名かという御指摘であつたわけでございますけれども、委員会が、広く衆知を集める性格の審議会とは異なりまして、検査ですとかあるいは犯罪事件、これの調査等の実務を処理する機関であるといふことから考えましたときに、その事務の円滑かつ機動的な運営、これを図るために合議制の機関として必要最小限の人数として三人としたところでございます。

委員が三人の合議制機関というものの例といった

しましては、会計検査院ですとか、あるいは司法試験管理委員会、これは三条機関でございますけれども、こういうものがございます。また、税理士審査会というものが、これは八条機関としてやつぱり三名の委員によつて構成されておるといふことをあわせて申し上げたいと思ひます。

○久保亘君 合議制でそして多数決で物事を決めるということになれば、三名というのはこれは最低の単位ですね。三名に決められたのはそういう例に準拠したものといふことなんでしょうが、七月にこの委員会は発足させるということになれば、この通常国会のうちに同意を求められる御予定ですか。

○国務大臣(羽田孜君) この法律を速やかにお通しをいただけるということをお前提にしてございますけれども、極力今国会におきまして委員長及び委員の任命に当たりまして国会の同意が得られるように、私どもとしては最善の努力を尽くしていきたいといふことでございます。

○久保亘君 ということは、既に人選についても準備作業が進められているものと思ひます。この会期から考えまして当然そういうことですね。私は、人事の問題でありますから、だれと交渉しているのだといふことをここで尋ねようとは思ひません。しかし、どういふ分野の人々を委員に起用していくか考えなかつたかといふことは、これは法案を私どもが審議する上からも必要なことだと思つてお聞かせいただきたい。

○国務大臣(羽田孜君) 具体的な問題につきましては、私ども法案がまだ通つておらないという段階でございますので、まだ念頭にあげておりましたけれども、基本的には、専門的な知識に加えて、やはり公共性、中立性、これを確保するといふ観点から、慎重に人選をしなければいけないだろうといふふうに考えております。

この考え方が言いますと、例えば法曹界ですとかあるいは官界その他法律または経済に關する専門的な知識を有する中立的な立場にある、そういう方の中から人選をすべきであらうといふふう

に考えております。

○久保亘君 これは前に一連の事件がいろいろと審議をされました際に、監視委員会の性格からいって、直接の行政官庁である大蔵省から起用することはないといふ意味のことを話されていたように私、これは正確な記憶ではありませんが、そういうことを思い起こすのであります、その考えは大蔵大臣は今お持ちなんですか。

○国務大臣(羽田孜君) この問題につきましては、確かに大蔵省でこういった行政に携わつておつた者、こういう知識というものを活用すべきだといふ御意見があることは私も聞かされることとありますけれども、しかし、今度この委員会をつくらなければならなくなつた経緯、背景というものを考えましたときに、やはり当面の間は大蔵省からこの委員の中に選任することについては私たちはやうばり慎重であるべきであるといふふうに考えております。

○久保亘君 それから、行政からの独立という言葉が提案理由の中にも再三出てまいつたわけでございます。行政からの独立という点を強調すれば、三名の委員の方のもとに置かれる事務局というものは人事を通じて行政からの独立がどのように保全されるのか、確保されるのかといふことは非常に重要な問題とならうと思つておりましたが、この点についてはどうお考えになつておるか。

それから、事務局の人事権というのは実質的に形式的にだれが持つんですか。

○国務大臣(羽田孜君) まず、この人事につきましては、私ども法案がまだ通つておらないという段階でありますけれども、独立性的のための人事でありますけれども、まず委員の任命に当たりましては、この方をお願いするといふことになりまして、両院の合意を得なければいけないといふこととあります。それで、合議制であるといふこと、また、委員会が独立して仕事を行うといふことで、これ大蔵省の中にあれしなすけれども、大蔵省でどういふことしなすといふことを指図するものでないといふこと、それから、委員の資格といひますか、これにつきましては、これを罷免す

るとかそういったことはできないといふことになつておるといふことであります。

それから、事務局長あるいは次長、事務局につきましては、これは、いわゆる事務局次長、次長を含めまして委員会の事務局の職員といふのは一般職の国家公務員であるといふことでございまして、これは国家公務員法の原則によりまして、その人事については大臣が行うということになつておることを申し上げたいと思ひます。

○久保亘君 官澤首相にお聞きしたいんですが、この種の委員会というのは、行政からの独立という立場をきちつと守つていくために、委員のものと置かれる事務局の責任者というのは、官界といふのか、今のいわゆる行政機関の中に限定せず、民間を含めて最も適当な人が起用されるということも考えられてよいのではないかと、局長とか次長とかいったような立場の人たちです。特に事務局長です。そういう点については監視委員会についての新しい発想といふのをもちになつてませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは、いずれにしても、しかし国家公務員といふことになると思ひますので、その点につきましては、やはり採用についての制約があるかと思ひますけれども、大蔵大臣のお考えを伺つておきますと、やはり事務には通曉してもらなければならぬが、その人々がすべて大蔵省出身の人間であることがいいかどうかといふことは恐らく大蔵大臣もいろいろにお考えであらうと思ひます。局長とあるいは次長といふようなことになるのかと思ひますが、そのコンビネーションと申しますか、そういうことについては大蔵大臣もお考えになられるのではないかとはいふに存じております。

○久保亘君 時間が短くなりましたので、もう少し人事の問題についてお尋ねいたしますが、事務局の職員といふのは、これは一般的には大蔵本省との間の交流人事となるのか、あるいは監視委員会にプロパーな人事として考えられていくのか。行政機関からの独立といふことを念頭に置く場合

に、どういふことをおやりになるつもりか伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(羽田孜君) まず、事務局のメンバーといひますか、人たちでございませうけれども、これは行政に通過した人といふことでございまして、やはり基本的には大蔵省の方から人を派遣するといふことになると思つておられますけれども、それだけではなくて、検査庁であるとか警察庁あるいは国税庁、こういった方々にも専門的な知識を有する方々の派遣をお願いすることになるんじゃないかならうかといふふうに考えております。

なお、今人権問題等もございまして、人の交流につきましては、確かにこれは八十何人だけの委員会といふことになるわけではございませうので、そこでずつと全部といふわけにはいかないといふことで、人事の交流といふものはあり得ようと思つております。そしてまた、そういったところで経験をなさつた方々が例へばそういった方面の行政の方を担当するところへまた帰つてくるということ、これまた行政の効果といふものも上げるものがあらうと思つております。

ただ、独立性といふものについては、やはり私たち非常にシビアにこれからも考えていかなきゃならぬ問題であらうといふふうに思つております。

○久保亘君 私たちが考えてみましても、行政の独立性といふことから人事を完全に独立させるといふことになりました場合には、そこへ今度は配置された方の問題が将来非常に大きな問題となつてくるのかなといふことも考えなければならぬ、こう思つておられます、非常に難しい問題ではなからうか。じゃ、行政からの独立性といふものが保全されない形で監視委員会が事務局まで構成されたといふことになれば、今度は監視委員会そのものの任務が果たされないといふおそれがあるわけですね。残るからこそ行政からの独立性といふことを大要強調されてきたわけですね。

それで、この問題は、ではどうすればよいのかといふ結論は私も申し上げにくい問題だと思つて

おりますが、少なくともこの監視委員会が発足をしましてまいりまう場合に、行政からの独立が確かに保全されているといふことについて疑念が残らないようなものにしてもらいたいと思つております。

それから、監視委員会事務局の全体の責任者等については、最もふさわしい人材が広くいろいろな分野から選ばれることが望ましい、こう思つておりますので、御検討をいただきたいと思つております。

それから、監視委員会がスタートをするに先立つてぜひ伺つておきたいことが一つございませう。「相場操縦的行為」といふ表現が提案理由の説明の中にも使われてございませうけれども、「相場操縦的行為」といふのは、具体的に昨年問題となりまして東急電鉄株の問題とか本州製紙株の問題とかいふのはこれに該当するものといふことで「相場操縦的行為」といふのをお使いになつてい

るのかどうかといふことです。○政府委員(松野允彦君) 「相場操縦的行為」といふ表現は非常に意味ではあいまい、広範な行為を指しているわけではございませう。御指摘の例へば東急電鉄株のケースにつきましては、これは私どもの調査では証券会社の非常に過ぎた投資勧誘行為があつたといふことが、それが結果的に東急電鉄株の価格形成上に非常に大きな影響を与えたといふことでございませう。相場操縦そのものは、これはある程度作爲的に相場を操縦するといふようなことが前提になるわけではございませうが、行き過ぎた投資勧誘といふものは、あくまでも投資家に対する勧誘の行き過ぎといふことでございませう。しかし、いずれにいたしましても、その結果価格形成に非常に大きな影響を与えるといふことでございませうので、今回御提案申し上げております法律でも、それについては行き過ぎた投資勧誘行為で価格形成をゆがめるおそれのある行為については新たに証券会社の禁止行為といふことにしているわけではございませう。

また、例へば本州製紙の場合、これは非常に大

量の注文が出てきて、その中にはある特定のグループが大量の注文を出したという事実もあるわけではございませう。そういったものについて、作爲的、人爲的に相場を操縦するといふような行為かどうかといふことが問題になるわけではございませうが、これにつきましては、現在の証取法の百二十五条の相場操縦といふものの規定の運用につきましていろいろと証取審などで議論をしていただきまして、運用、これは判例が幾つかございませう。その判例の中に示されております考え方に沿つて考え方をまとめた上でございまして、それに沿つて積極的に活用する。したがういまして、その考え方に従いますと、市場においてどういふ注文が出てきた場合には百二十五条違反になるといふふうな疑いが濃いといふことを世間に既に明らかにしております。そういったことを受けてそれを市場で執行するやり方といふようなものを見ながら相場操縦的行為であるかどうかといふことを判断していく、それによつて逆にそういう相場操縦的行為が出てくるのを予防するといふようなことを考えているわけではございませう。

○久保亘君 どうもありがとうございます。○和田教義君 総理は、二十五日の本会議での私の質問に対して、当面の景気見通し、景気回復の見通しといふふうなことに比べて比較的楽観的な判断をされましたし、今も比較的早く回復するんじゃないかといふような御見解でございませう。その理由として、三月末の公共事業上半期前倒しなどの緊急経済対策が実施段階に入つて、そして効果が上がりつつあるといふふうなことをおっしゃつていらっしゃるわけですね、しかし、経済界の受けとめ方はそれほど楽観的でもないわけですね。

例へば通産省がこの間発表しました企業の景気動向調査によりますと、現在の景気が悪いと見る比率が七八・五%、よいと判断しているのはわずかに二・九%にすぎません。また、現在進んでいる在庫調整が終わつて生産が増加に転じる時期に

つては、九二年十一月期が三九・一%、一番多いんですけれども、しかし、九三年一・三・四期が二四・一%、九三年四・六期が二二・四%と半数近くが年を越す、来年になるといふふうなシビアな見方をいたしておられます。これについて日銀総裁も、在庫調整にめどがつくのはことしの秋以降だといふことで、景気の回復はかなりゆっくりしたものになるといふふうな見通しをこの間述べられております。総理の見方と大分食い違つているんじゃないかといふふうな率直な印象でございませう。

そこで伺ひたいんですけれども、公共事業前倒しの緊急経済対策を実行するだけで政府として当面は十分であると、追加的な景気対策や大型の補正予算の編成などは必要ないといふふうな本気で考えななかつたのか。それとも、いずれそういうものの追加的措置は必要だといふことに考えているけれども、とにかくその表明は七月のミュンヘン・サミットの前は避けたい、要するに下半期といふのは十月からだからそれからでも間に合うと、こういうふうにお考えなのか、総理の本心のほどを少しお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはごもっともなお尋ねだと思ひます。

まず申し上げられることは、前倒しをいたしましたので、残りの公共事業量あるいは地方の単独事業量は当然少なくなつておるわけではございませう。これをこのままほつておいていいのかどうかといふことは、当然その問題にだれでも気がつく話でございませう。これだけ前倒しをいたしましてなお景気の動向が思ひきれないといふようなことであれば、それは当然追加をしなければ、本来前倒しといふのはそういう性格のものでございませう。ならないといふことは、これは常識的に私はどなたもお考えになるであらうと思ひます。私もそこは常識的に考えております。そこで、ミュンヘン・サミットといふことではございませう、そういう心構えは持つておりま

すが、それを判断すべき時期でございます。問題は、いろんな指標がありまして、やはり一応QEを中心に考えるといえますと、一―三のQEがわかりますのは来月の六月のある時点でございまして、四―六がわかりますのは九月になると思うのでございます。そういうことも一つ見ていた方が私はいいだろうと思っております。そのほかにももう少し早い指標もございすけれども、断片的でございすので、やはり総合的には四―六がどうなったかということを見るのがいいのではないかと一般論としては思っているでございすけれども、しかし、それはそうといしまして、大変に思わない現象が出てまいりましたらまた一般論にこだわることばございませんが、一般論としては私はそういうふうな感じを持っておりま

○和田教美君 同く二十五日の本会議での私の大幅な所得税減税を要求する質問に対しまして、総理も大蔵大臣も否定的な答弁をされました。

所得税減税ができないという理由として、政府は、前回昭和六十三年の税制改正によって中低所得者の重税感が緩和されたということを強調しました。しかし、その時点とそれから三年以上もたった現在とでは、かなり状況は変わっているのではないかというふうに我々は考えるわけです。平成元年から三年間で消費者物価は八・九%上昇しております。そして、三年間で我々の計算によると約七千億円も実質的に増税になっているという計算をいたしております。個人の所得が物価値上がりによって実質上余りふえないという状況の中で、名目上の所得がふえることによって、課税最低限で今まで課税されなかった人たちに新たに課税されるという状況も起こっております。あるいは税率が暴進的に上がるために税金が重くなるという状況も出ておる。したがって、中低所得層の重税感が緩和されたというのは現実から遊離しているのではないかというふうに我々は判断をしているわけです。

の税負担の調整減税的なものは早急にやるべきであるという観点から、一兆円を超える所得税減税ということを要求しているわけですけれども、その点についての総理のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 先ほども久保委員に申し上げましたが、過般の税制改正の結果、我が国の課税最低限というのは先進国の中でも非常に高いものになっておりますし、また最低税率は低いということで、私は我が国の所得税というのは今の姿で決して先進諸国の中で厳しいものではないという、基本的にそういう考えを持っております。

和田委員の言われますように、しかしある程度年限がたてばその間の物価の変動に従つて物価調整減税というのはあつてもいいのではないかと言われることは、私は考え方としてそれに反対だ、というふうに申し上げるのではありませんけれども、そんなに物価上昇が大きかつたわけでもございませぬ。何よりもしかし財政の事情、これから申しますと、御承知のような財政の状況でございしますので、そういう減税の財源をどこに求めるべきかということ、これは大蔵大臣のお立場から私の立場からも極めて深刻な問題でございまして、減税というのは本当は政治としてはできるときにはなるべくやつた方がいいという哲学は私も持つておりますけれども、ただいまの財政状態でこれを考えるということは、私はなかなか難しいのではないかという気持ちを持つておるわけでございませぬ。

○和田義美君 減税の問題についてはもう少し議論をしたいんですが、時間が限られておりますので、別の問題に移らせていただきたいと思います。

総理の諮問機関であります経済審議会の生活大
国部会というのが、この間その報告内容がまと
まったという報道が出ておりました。例えば二〇
〇〇年を目標に下水道などの排水処理施設を人口
の七〇％超、七〇％を超える程度が利用できるよ

うに整備するとういうことがうたわれております。恐らく生活大国ということを強調されます。総理も、大体ここに書かれていますようなことを目標とされておるんだらうと思うんです。

ところが、問題は本年度の予算ですね。これの公共事業費の配分、各省庁別の配分だとか事項別配分など内容を詳しく見てみますと、その生活大国的な総理の考え方というものがほとんどはつきりした形で出てない。つまり各省庁の枠はもうほとんど前と変わらないという状況なんです。そこで、せっかく上半期に七五%前倒しをやるんだし、先ほどの答弁でもありましたように、これから補正予算で追加を考えていくというふうな状況があるんですから、この際、この問題にメスを入れて各省庁別の枠の配分というふうなものに抜本的な改革をするということを考えられたらどうかと思うんですけれども、その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはまことにおもしろく、おもしろくありまして、そのことは私も大蔵大臣をしましたときからいろいろに心がけてまいりましたし、今も大蔵大臣もそうでありまして私もそうなのでございますけれども、なかなか急に目に見えてこれを変えろということがいろんな事情で難しゅうございます。多少時間をかけた時点で比較いたしますと、生活関連のもののシェアはかなり上がっているんでございますけれども、毎年毎年で言いますと何だこんなものかというようない動き方しかできませんで、大変にこのことは私もどうも自分のなかなか思うとおりにならぬもののだなという、そういう実は実感を持っておりまして、そのために二千億という一つの別の枠をつくったりもいたしました。この限りでは多少実績が上がりましてんですけれども、今年度もだんだん予算編成の時期が近づいてまいります。おっしゃいますように、多少のことはなるほどできたというように何とかしたいものだというふうに考えております。

のはいろんな構想があつて、まだこれが環境税という答弁がございましたけれども、この環境税というという概念が固まつたものではないと思ふ。しかし、ECなど先進国の一部では地球温暖化防止を理由にCO₂、二酸化炭素の税を導入しようという動きがありますし、これが一つの主流になつていゝるんじゃないかと思ふ。ところが、このころ炭素税というものについては早くもサウジアラビアなど石油産出国が猛反対という状況もあつて、そういう中から国内でも財源としての環境税、つまり端的に言へば、例えば消費税の税率を少し上乗せしてそして財源をつくるというふうな考え方も頭しているという状況でございます。

先ほどはもう少し模様を見るといふようなお話でしたけれども、環境税構想そのものについては総理は肯定的なのか否定的なのか、その点がわかりませんので明確にしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほども申し上げましたけれども、いわゆる化石燃料に課税をするということは、一つはその消費を幾らかそれで抑制をしようという目的があるかと存じますが、他方でそのための財源、環境のための財源を得たいという二つの目的が私はあるように思います。両方の目的ともまだ十分に私は、何と申しますか、いわゆる費用対効果と申しますか、そういう分析がなされていないと思うのでございます。

前者についてもそうですが、後者については、財源であればそれを何に使うのかということがもう一つ明確でないというふうな今の段階であろうと思いますので、将来に向かってそういう構想はありませんと私は申しておるのではございません。将来あるのかもしれないけれども、問題がもう少し解明されませんと、すぐに飛びついていくことは、やはり解明をもう少し待つ必要があるのではないかという気持ちを持っておるわけでございます。

○和田教美君 景気浮揚のために、金融政策とし

て公定歩合を軸として金利は低ければ低いほどいいというふうな一種の信仰が依然として経済界なりあるいは政府内部にもあると思ふんですね。ところが、この信仰というものはそろそろ変えていただかなければいかぬのじゃないか。というのは、やっぱりこういう状況になってくると、生活者の立場から、特に金利に依存する、つまり年金生活者などの立場をもっと考えていただかなければいかぬのじゃないか、こう思ふんです。

ですから、もしさらに公定歩合を下げるという必要性などが起こってきた場合には、年金生活者などの高齢者に対する手当てというものを考えるために、例えば現在ある高齢者向けのマル優の枠を拡大するとか、何かそういう手当てを考える時期にきているのではないかとふうに思ふんですが、総理のお考えはいかがですか。

○国務大臣(羽田孜) この点につきましては、やはりただマル公、公定歩合というもののだけを信ずるということ、これはやっぱり私たちが慎まなければいけないというふうに思っております。

特にその一番大きな理由といたしましては、この問題につきましては資金の手当てというのが非常に広範囲に多様化してきたというものがありませんから、公定歩合だけ下げて、金利を下げたからそれじゃ銀行からの借入れが多くなるかなというところ、最近幾ら下げてもまだ需要が出てこない。しかし、それじゃ本当に動いてないのかといえますと、ほかで資金手当てというのをしているところがあるわけですね。特に手元流動性なんかを崩しながらやっておるといふ状況もござい

ます。そういうことと、もう一つはやっぱり公定歩合がどうのこうのと余り議論をこつちでいたしますと、じゃまた下がるんだたらもうしばらく待った方がいいやというところで、なかなか実際の借り入れている投資というものも行われてこないというようなことがございまして、その辺はやっぱり考えなきゃならぬと思っております。また、こういったことによつて預金生活者です

とかそういう人に影響があるだろうという今御指摘で、こういったものに対しての配慮をできないかという御指摘でありますけれども、この点につきましては、既に少額のものについては三百万というものが債券の場合にもございまして、預金の場合にもございまして、またもう一つは高齢者のための特別な手当てというものがあつたということとございまして、大体お一人で老人が九百万円まで、御夫婦で一千八百万円。しかし、実際にはまだ相当低いところであるということからいって、そこあたりはまだ私どもは考えるべきじゃないんじゃないか。

それと、これによる減収というものは相当大きなものがあるというふうなこともございまして、この点はお許しをいただきたいなというのが率直な気持ちであることを申し添えさせていただきます。

○和田義美君 もう時間がなくなりましたが、議題になっております法案関係について一つだけ宮澤総理にお伺いしたいと思ひます。

昨年の七月、総理就任前のごときで、大阪市内のホテルで記者会見をして、総理は、大手証券会社の損失補てん等一連の証券不祥事問題に関連して、我が国は業界の育成と監視を一つの役所で行つてゐる、第三者的に間違つたことをしていないかを見る組織が何らかの形で必要となるのではないかとというふうにお述べになつておられます。このことは、再発防止に向けて大蔵省とは別個に証券界の不正行為を監視する第三者機関が必要だというふうな認識を示されたんだらうというふうな我々には理解していただけてございます。

そこで、総理にお伺いするんですけれども、今審議中のこの証券取引法の改正案、証券取引等監視委員会は八条委員会ということで政府内部に位置づけられておるわけです。この委員会でもその独立性の問題はいろいろ議論されましたけれども、総理がその当時持っておられたイメージとで上がった監視委員会というものと内容は相当違ふんではないかという、今の記者会見の模様

から見るとそういう印象を持つんですけれども、そうではなくて独立性はこれでも確保されているというふうな総理自身も納得されているのかどうか、その点を最後にお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) そういう発言を昨年の夏に確かにいたしました。私は、三条機関ということはそのときも実は考えておりませんで、やはり大蔵大臣との、大蔵省との間の独立性というものは三条機関でなくとも何かの方法で必要だと考へておりましたので、このたび、委員会の独立性、中立性、そして委員の任命についての院の同意、あるいは委員会が調査、検査の結果に基づいて自分で告発をすることが出来る、あるいは大蔵大臣に行政処分を勧告を行うことができる等々、三条委員会というものは私はどうかと思つておりました立場から申しますと、今御審議を願つておりますようなことが一番目的を達するいい方法ではないか。他方で、大蔵省の行政部局との間である程度の情報交換あるいは連絡調整も大事なことでございまして、ここが一番現実的に有効な方法ではないだろうかというふうな考へております。

○近藤忠孝君 総理にまず政治改革について質問をいたします。昨日、政治改革協議会の実務者会議において自民党の方から案が示されましたね。それによりまして、パーティー開催の適正化、政治団体の資産公開、政治資金の運用方法の制限、寄附やパーティー券販売の公務員の関与の制限など十二項目であります。

しかし、肝心の数々の腐敗を生む温床である企業団体献金の禁止は欠けておるわけであります。企業献金の本質はいろいろだということ、これは企業関係者もちゃんと言つていまして、営利を目的とする企業の立場で言えば、企業の利益にならないことに金を出すのは株主に対する背信になる、だから必ず見返りを期待するんだと。これは実際そのとおりであります。

しかし、総理の今までの見解を拝見しますと、節度ある企業献金はいんだと、こういうことですね。しかし、節度あるかどうかその限界が、大体もともとわいりなんだから、わいり性を持つてゐるんだから、難しいんですよ。そういう限界が極めて困難で難しいからこそ、この間の鈴木善幸さんのように善意の保管なんという国民の失笑を買ふような言葉も出てくるわけですね。これほど批判も高まってきた。となりますと、総理自身の企業献金に対するお考えが変わつてしまふべきだと思ふのが第一点。

と同時に、今問題になつてゐるのは、明白に企業献金の限度を超えたわいりそのものの事件が多発してゐます。共和、佐川事件などなど。しかもほとんど未解明であります。と同時に、総理御自身のリクルート疑惑もこれ暗れてないんですよ。こんな状況で政治改革と総理がおっしゃつても、国民は信賴できないんじゃないか。まずこの二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 企業献金はいくらだ、そういうお立場からのお尋ねでございまして、私はそう思つておりません。企業も社会の存在でございまして、個人がそうであるように、自分の信念、自分の考へてゐることの達成のために献金をするということはあることで、それは許されてしかるべきことである。それは何も自分の会社があるためばかりではございまして、ある種の体制に日本がなつておらつては困ると考へてゐるような企業があると思ひます。例えば、それならば、それはやはり市場経済が大事であるとか、自由民主主義が大事であるとか、そういうために献金をするというふうなことも、個人がそうでありまして、企業がそうでありまして、私は不思議でないと思ひますので、企業献金というものをわいりである、したがつて悪であるという立場に私は立つておりません。

ただ、近藤委員の言われますように、そうかといつてまことに野方図に幾らでもいいかということになりますと、それはやっぱりおのずからそこ

には節度というものがあつた。節度というものはやはり自分自身で考えるべきものだと思ひますけれども、そういう条件のもとに、私は企業献金というものは認めていいものである、こう考へております。ですから、このたびの政治改革で資金問題の中でこれを提起をいたしておらないわけでございます。

○近藤忠孝君 思ひぬところにとばかり来ましたが、それと、それを議論していると時間なくなつちやうからまた別の機会に議論したいと思ひます。

それから、一昨日のこの委員会でも、今度できる監視委員会から金融機関を監視対象から外したことに付いて随分説明があつたんですが、私も納得できなかったし、ほかの委員も納得できなかったようでありました。何しろこれは行革審答申ではつきり金融も監視対象にしろと明記してある。また、橋本大蔵大臣も当時そういう発言をしていて、この大幅な後退が第一。それから、昨年来のスキヤンダル事件において巨額の不正融資が明るみに出ましたけれども、しかしこれは従来の大蔵省の金融検査では発見、抑止できなかったという、こういう反省がやっぱり必要だということ。そしてさらに、今法案として出てますが、金融、証券両業務の一体化が進んでおり、制度的にも銀行の証券参入を認めようとしている。そういう中では、私は委員会では金融機関に対しても監視をすべきだし、なぜ外したのか、一昨日の大蔵省の説明では納得できておりませんので、ひとつ総理として私に納得できるような御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 金融検査自身は、金融機関の経営が健全であるかどうか、国民に非常に関係の多いこととござりますので、そういうためにやるものであらうと思つておりまして、金融機関の内部でいろいろ問題がある、個々の職員の不正等々は基本的には私は金融機関自身の問題であらう。そういう意味では、証券というのは市場取引で

ございますから、市場が公平に公正に形成されてゐる、これは大事なことで、それが今回の監視の一つの目的でございますけれども、金融というのはそういう意味では相対の取引でございますから、そこに市場の形成云々という問題はないのであらう。そのところが金融検査と証券検査の私はやはり基本的な一つの違いではないかというふうに考へております。

○近藤忠孝君 お役人の答弁の域を出ていないやうであります。先へ進みます。

やっぱり今回の反省は、金融あるいは証券の行政と業界とが癒着しておつたところにあるわけですね。いろんな面の癒着がありますけれども、私は一番問題は、やっぱり天下りが大きな問題の一つだと思ふんです。

現に、私たちが地方あるいはどこかの金融機関に行きますと、ここでお目にかつた方にちよくちよくお会いするわけですよ。また近々、東京銀行の会長にやっぱりここで大分議論した人がおつきになるという報道も出ていますよね。証券関係での天下りも結構ありますが、特に金融機関というのはその比でないですね。しかも、そこに今度できる委員会の監視が外れるとしますと、私は相当問題があるし、特に金融機関あるいは証券に対する天下りについては、今よりももっと自衛すべきではないかと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは御承知のように、人事院でもそのことについては大きな関心を持っておられて一定の制約が設けられておるわけでございますけれども、他方で、個人個人としては自分の職業の選択の自由というものがございますし、またそうでなければならぬわけでございます。そして、その間でやはり専門的な知識、経験というものを一番有効に生かすためにはどうすればいいかということが当然あるわけでございまして、それから、そういうことが今のよう行き過ぎますと御指摘を受けることになる。これにも節度がなければならぬことであらうと思ひます。

○近藤忠孝君 最後になりますけれども、一連の金融スキヤンダルの根本にあるのはやっぱりバブル経済の拡大、それから金融自由化、規制の緩和、こういうところから必然的に起きてきたんだと思ふんです。

ところで考へてみますと、実は超低金利をつくつたときの大蔵大臣は宮澤さんですよ。それからまた、私も土地特別委員会が宮澤さんに金融機関の土地融資を規制せよという質問をしたことがありますが、そのときの宮澤さんの答弁は、やはり投機ですから、もうける者もあれば損をする者もあり、潮が変わつたら早く引いた方が得です。から、黙つていてもきつと引いていくという、こういう御答弁で、やろうとしなかつたんです。その年に一番土地高騰が上がつたとなりますと、私は、金融不祥事の根本にあるバブル経済、当時大蔵大臣であつた宮澤さんの責任が大変大きいんじゃないかと思ふんですが、今胸に手を当ててどう考へますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、長い御説明ができませんけれども、一九八五年のプラザ合意以降の急速な円高というものに、国民経済は非常に極端に実是不況に陥つたわけでございまして、これに対応しなければならなかつた。一つは急激なドルの下落を防ぎましたためにかなり市場で介入をいたしました。それはそれだけの円の流出になつたわけでございしますが、また緊急経済対策も六兆円規模のことをいたしました。これらはすべてそのようなプラザ合意以降の緊急事態に対応するためでありまして、それはそれなりの目的を達したと考へておりますけれども、それがまた過剰流動性になつたことは否定のできないところでございします。それはバブルに関係があるだらうとおしやれば、それはあることは認めざるを得ません。

ですから、あのときにああいう対策は必要であつたが、その過剰流動性をどういう方法で、他方で比較的遅くない時期に吸収できなかったか、何か方法があつたであらうかというのは、一つの

私は反省材料だというふうに考へております。

○近藤忠孝君 終わります。

○池田治君 総理の諮問機関であります経済審議会の地球的課題部会の報告が先日ございました。これによりまして、地球環境保全や旧ソ連、東欧諸国の市場経済化の支援の必要性を提唱されております。また、七月に行われる予定であります先進国首脳会議、ミュンヘン・サミットですが、そこでは旧ソ連、東欧諸国の原子力発電所などの安全対策、また地球環境保全の対策が話し合われ、必要に応じて先進国が費用を分担することの協議もされると伺つております。私もこれらの提唱、提案は、いずれも環境保全にとつて重要なことでありまして、問題はないと思つておりますが、しかし、資金的な問題が、裏づけが解決しませんが、これは何にも意味をなさないわけでございまして、この点心配をしておりますが、そこで総理にもお尋ねいたします。

昨年の末、平成四年度の予算編成に関連いたしまして、政府や自民党の首脳の間では、国際貢献税とか国際貢献資金構想、こういう問題として三年間五千億円ずつ積み立てて基金を創設するほか、一般会計予算の中に予備費を一千億円程度上積みして積み立て、必要に応じてこれを支出するとか、最近では環境税を新設して資金をつくらうとか、いろいろ言ひが言われておりますけれども、総理としてはどうしてこの地球環境保全や旧ソ連、東欧諸国の支援をするための財源を賄うのが一番適切であつて、国民の理解が得られると、こう考へておられるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる地球問題あるいはソ連の解体等々から、国際的なそのような新しい財政需要が起つてゐるというところは池田委員の御指摘のとおりでありますし、各国がみんな必ずしも経済運営うまくありませんので、その間我が国に対して期待されるところが非常に大きくなつてゐるということもそのとおりでございしますけれども、その我が国自身が実は財政的には非常につらいことになつておるというところでございま

すので、大きな期待を受けながらこれにどのよう
に対応するかということは、いろいろ知恵を出さ
なければならぬところであろうと思います。

国際貢献税というようなこともその一つとして
昨年一度提起された問題でございましたけれども、
ただ、やはり国民の負担というものにもおの
ずから限度がございますので、そのような大きな
期待と我が国のこの財政の現状とをどういうふう
につないでいくかということは、私どものやっぱ
り非常に苦勞しきやならない問題だと思いま
す。幸いにしてすべての問題が一時に資金需要に
なつてまいりるわけではございませんので、私ども
としては、やはり日本にそれだけの期待があるとい
うことは、日本の経済をその期待に沿えるよう
な、つまりそれだけの運営をしていって、そうし
てその経済の成長から期待されておるような原資
を生み出すと、そういう経済運営をするというこ
とが私は基本なのである。今のこの時期の日本
経済はちよつとそういう状況にございませぬけれ
ども、できるだけ早く立ち直りまして、そして多
少の時間をかけながらそういう世界からの期待に
もたえていかねばならない、そういう心構
えが大事だろうと思っております。

○池田治君 総理はなかなか経済通でございま
すので、意味のある慎重な御答弁でございますけれ
ども、しかし我が国は、今貿易黒字は一千百億ド
ルを超えている。これは月々にすると一兆円を超
えるわけでございますね。その反面、国家財政に
は百七十兆円を超える国債残高も控えている、こ
ういうことでございまして、諸外国が見るよう
に必ずしも日本は経済的に豊かさが充満している
とは思えられないと思うんですが、総理はいかが
考えでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) どう申しますか、我が
国は市場経済をやつてまいっている国でございま
すので、いわば、ちよつと今それを申しますと少
しづつ積み上げられて、一般的に民間は大きな
強い経済をつくり上げている、他方で政府は必ず
しもそうではないという、そういう状況になつて

おりまして、その間、貯蓄超過ではないかという
ことを言われますけれども、その貯蓄超過を政府
が利用するすればそれは国債とか税とかという
話になつてまいりますので、これにはやっぱり問
題がある。そういう国全体の持つてゐる経済力
と、その中における政府が必ずしも豊かでない
というこの問題に常に悩んでおるということじゃ
ないかと思ひます。

○池田治君 そういうことでありますから懸念を
してゐるわけでございますが、先ごろ開かれまし
た経済協力開発機構、OECDの閣僚理事会の席
上では、サバン・フランス蔵相は、日本の貿易黒
字はもう記録的水準に膨らんでいと言つたし、
フランクリン・アメリカ商務長官も、財政状態の
健全なる国は経済の成長加速に向けて適切な財政
措置を実施する必要があると我が国を暗に指
した発言があつたと、こう伺つております。こ
ういう諸外国の対日感ということがある以上は、
ミュンヘン・サミットにおきましても日本に対す
る資金要求は応分以上なものがあるんではな
いと思つておりますが、先ほど総理が言われま
したように、貿易黒字である民間の黒字と政府
のものの財政の苦しさとの誤差があるというこ
とをどうして諸外国に理解をさせて、御理解を賜
うかというところが私は重要な問題だと思ふん
ですが、これはいかがお考えでしようか、お伺い
します。

○国務大臣(羽田孜君) この点につきまして、
ちよつとG7、G10あるいはIMF等へ出てまい
りましたので私の方からお答えさせていただきます
と思ひます。
確かに日本に対しての要請というのは、やつぱ
り数字がひとり歩きするということがございま
す。ただ、私どももそこでよく皆さんに申し上げ
たことは、大きな数字でありますけれども、実
際には、私どもの方から例えばアメリカなんか
に対して資材の供給というのがないとアメリカ
が今度輸出する製品がでさう上らないというや
うなことが実はあります。こういつた点につ
いて御説明申し上げると同時に、我が方とい
はして、相当

世界に生産拠点をつくつておるということ。そ
ういつたことで、これからはもうそんなに大きな
黒字が出てくる體質じゃありませんよというこ
と、それから円高になつたということなんかや
つぱり相当大きなものがあるということ、こ
ういつたことを御説明申し上げまして、現在の
黒字と、過去においてとどどん輸出にドライ
ブがかかつて黒字になつたものと違ふんだとい
うことを理解を求めたところであります。

それからもう一つは、日本が非常に財政的に豊
かじゃないのかという御指摘があるわけであり
ますけれども、一般に皆さん方が言われる場合
は、一般政府というものを、いわゆる年金等の積
み立てですね、残。こういったものについて、実
は含めて日本の国は非常によろしいという御指
摘があります。ただ問題は、もう御案内のと
おり、一年間に六十五万人ぐらゐづつ六十五歳以上
の方、いわゆる年金受給者がふえてくるという
状況である。ということになりますと、二〇〇〇
年になりますと最も高い方に実はなつてくる
とございまして、そうなる途端に財政が苦し
くなるということ、そういう見方をしますと財
政が苦しくなるといふこと。そういう意味と、今
御指摘がありましたように、百七十四兆円以上
のもの、そして一六・七、八%ですか、これが利
払いに払われておるといふこと、これは国際
的には先進国の中で最も高いといふものでござ
いますから、決して日本が財政が豊かだといふ
こと、そのようにとられることについてはこれは
大変困りますといふことを実は申し上げてお
ると思ひます。

しかし、私どももこういつた議論を聞きなが
ら、やつぱりよく国際的に理解されるようなPR
というものをしたいかなきやいけないというこ
とを改めて思つております。
○池田治君 時間大丈夫でしょうか。
○委員長(竹山裕君) 時間でございます。
○池田治君 それでは、よくわかりました。そ
ういう方針でひとつ御苦勞ですが頑張つてくだ
さい。

い。
○三治重信君 今度の証券取引法の一部改正の中
で、結局検査・監視体制の強化が図られたわけ
なんです。しかしこれは行政改革から見ると異
例な特殊なことだと思ふんです。

あれだけ世間を騒がせたから、監視体制の強化
がこういうふうになつたというところはやむを得
ないことだと思ふんですが、これも行政改革の審
議を通してこういうふうになつたんですが、その
反面、今盛んに、行政改革は一生懸命になつて
国民的世論を代表して行政改革に取り組んでい
るわけですが、そういうことからいくと、今度の
証券取引法の一部改正の中で機構だけ非常に強
化された、監視になつて。その中身についてはど
うなつたか、もつと自由な活動ができるように
なつたか、ということはどうなつたかといふこと
については、検討中だといふ答弁がほとんどで
す。だから、後でもう一つ聞きますけれども、
証券業協会や取引所の自主規制の権限の規定が
あるから、これが一つの自由化にわたつてい
ると思ふわけですが。

こういうものを考えてみたときに、総理として
今後の行政改革、第三次行政改革審議会、許認可
の業務から、いろいろ答申なり何かやろうと思
つてゐるが、行政改革については非常に抵抗が
あるといふのが新聞の極めて強い報道ですね。こ
れに対して、こういうものの特殊な事情でござ
いませぬ。うぐあひになつたけれども、第三次行政
改革といふのはやはりもつと総理がよほどバック
アップしないといふと消えなくなるのか、行政
改革が一生懸命やつてもそれは委員会の審議だ
けだといふこと、行政改革出しても、国民の実
感が伴わないような行政改革になりやせぬか
といふことを憂へるわけなんです。
これに対して、総理のお考えなり、行政改革
に対するお考えをひとつ伺ひたいと思ひます。
○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまのお話です
が、戦後、委員も御承知のとおり財閥解体が
あり、閉鎖機関というふうなものでもござい
まして、大きな

証券が放出されました。それをいづゆる証券民主化ということで国民がみんな証券を持つという、それは四十年前のことです。ございますけれども、今日までそのような証券界あるいは国民の証券に対する関心というものがここまで大きくなったことについての証券会社の方々、あるいはその行政を指導してまいりました大蔵省等の指導、私はその成果を決して過小評価はいたしておりません。決して過小評価はいたしていませんが、その結果として他方で、余りに伸びが大き過ぎたこと、それから、このようなことが起こったということも事実でございます。そこで、このような法律によりまして市場の公正を図らなければならぬというところになってまいりました。このような監視体制は、確かに行政から申せば行政がそれだけ大きくなるわけでございますから例外になると思ひますが、しかしこれはやはり必要であつたろうと。

そこで、市場はですから公正でなければならぬが、同時に活発でなければならぬわけでございまして、このたびの一連の問題以来、活発ということについて、やむを得ないことでございすけれども、かなり影響を与えたことは私は事実だろつと思ひます。ですから、このような監視によつて公正が確保されました以上は、市場活動はぜひ活発であつてほしい、そういうことは当然なことであると思ひますが、お互いに考えていかなければならないと思ひます。

なお、行革全体につきましては、せんだつても鈴木会長にお目にかかりまして申し上げたことですが、長い間の行革の努力の中で、二つや三つや十分でないところがある。一つは官から民へといういわゆるデレギュレーションの問題であります。もう一つは中央から地方へという地方自治の問題、この二つが残つておりますので、政府としてはこれを中心に一生懸命行革を進めていかなければならないというふうに強く考えております。

○三治重信君 次に、こういうふうな不祥事件で、日本の東京市場がどうなるかというのが世界で関心の的だろつと思ふんですが、総理として

は、今、日本の東京の資本市場がニューヨークやロンドンと三大市場を形成している、こう言われている。あるいは僕なんかは、三大市場のうちで一番中心に、東京市場の動向が証券の活性化というんですか、世界の資本市場のパロメーターになるような位置にも望まれるのではないかと思ふんですが、そういうところの中で、今度新しく責任を持たされた証券業協会や取引所のやり方で、ほかのロンドンやニューヨークの市場と取引所の機能や業界の自主規制の機能が大体対抗して同じような基準、標準でやつていけるだろつと、こうお思ひになりますかどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ロンドンもニューヨークも東京も、おのおのよその人からは少しづつわかりにくいところがあるのはこれはやむを得ぬことだと思ひますけれども、我が国の場合には殊に文化的背景が大変に違ひましたので、ある意味ではなかなかわかりにくい部分がやつぱりあつたのであろうと、必ずしも不正という意味ではございせんけれども、思ひます。このたびのことは、図らずもそういう意味で我が国の市場のあり方、広い意味で市場のあり方についてこれを公正にするということとは、またある意味で国際化ということに通じておると思ひますので、そういう意味では東京市場がロンドン、ニューヨークと並んで文字どおり透明性の高い国際市場になるということに私はこのたびの改革は非常に貢献をするであらう、またぜひそうでなければならぬと思つております。

○委員長(竹山裕君) 以上で質疑は終局いたしました。本案の修正について近藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。近藤君。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、本案に対し修正の動議を提出いたします。その内容はお手元に配付の案文のとおりでございます。これより提案理由とその概要を御説明申し上げます。

修正案提出の第一の理由は、政府案による証券取引等監視委員会では、証券市場の公正性、透明性を確保するための機能を果たすには余りにも大蔵省への従属性が強く、国民の期待を裏切るものとなつてゐることであり、一連の証券スキヤンダルは、大蔵省が免許制度のもとで証券会社の保護育成と監視という相反する役割を演じていたことによる行政と業者のなれ合い、癒着が最大の原因であります。その再発防止の成否はこの癒着の明確な遮断にかつており、そのためにはこの監視委員会の大蔵省からの独立性が確保されなければならないのであります。

第二の理由は、証券法百二十五条の規定に全く手をつけていないこととあります。昨年野村証券が行つた東急電鉄株の大量かつ集中的な推奨販売は、相場操縦の疑いが強いものであつたにもかかわらず、現行条文の規定から立証の困難さを理由に刑事罰が適用されなかつたのであります。これは、今後同種の不祥事が生じても的確な法の適用はできず、行政処分のみで終わつてしまひ、法改正の目的である市場の公正性と透明性を確保することは不可能であると言わざるを得ません。

第三の理由は、金融機関が監視委員会の監視の対象から外されてゐることとあります。証券スキヤンダルと並んで、不正融資や暴力団に巨額の資金を供給した金融スキヤンダルの学習効果を今回の改正に生かすべきであるにもかかわらず、対象を証券に限定してゐるのは重大な欠陥であると言わざるを得ません。

以上のような政府提出法案の問題点を是正し、証券・金融スキヤンダルの再発防止と、証券取引の公正を確保するために最小限必要な修正を行うことが修正の動議を提出した理由であります。

次に、修正案の概要について御説明いたします。

分権を持ち、犯罪事件の調査を行った場合において必要があると認めるときは証券会社の業務の停止を命じ、または証券会社の役員を解任を命ずることができるとしてあります。さらに、証券取引に関する紛争の仲介の権限を現行の大蔵大臣から委員会に移すほか、委員会は独自の規則制定権を持ち、国会に対して報告する義務を負ふこととしてあります。

第二に、証券会社の大量推奨販売について、政府提出法案に規定される行政処分だけでなく、刑事罰を科することができるとしてあります。

第三に、大蔵大臣が金融機関に対する検査の実施方針その他の基本的事項について委員会の意見を聞くという政府提出法案の規定に加えて、この意見を尊重しなければならないことを明記することとしてあります。

以上が本案に対する我が党の修正案の主な内容であります。

何とぞ、慎重な御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長(竹山裕君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

本法案は、昨年明るみに出た一連の証券・金融スキヤンダルの再発を防止し、公正な証券市場を確立するための一環として提案されておりますが、当初の国民の期待から大幅に後退し、骨抜きにされてしまひました。

本法案によつて設立される証券取引等監視委員会は、国家行政組織法三条機関としてではなく、審議会等と同じ八条機関とされ、独自の行政処分権を持たないなど、極めて独立性の弱いものとなつております。委員長及び委員の任命権は、両院の同意が必要とはいえ、大蔵大臣にあり、事務

分権を持ち、犯罪事件の調査を行った場合において必要があると認めるときは証券会社の業務の停止を命じ、または証券会社の役員を解任を命ずることができるとしてあります。さらに、証券取引に関する紛争の仲介の権限を現行の大蔵大臣から委員会に移すほか、委員会は独自の規則制定権を持ち、国会に対して報告する義務を負ふこととしてあります。

第二に、証券会社の大量推奨販売について、政府提出法案に規定される行政処分だけでなく、刑事罰を科することができるとしてあります。

第三に、大蔵大臣が金融機関に対する検査の実施方針その他の基本的事項について委員会の意見を聞くという政府提出法案の規定に加えて、この意見を尊重しなければならないことを明記することとしてあります。

以上が本案に対する我が党の修正案の主な内容であります。

何とぞ、慎重な御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長(竹山裕君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

本法案は、昨年明るみに出た一連の証券・金融スキヤンダルの再発を防止し、公正な証券市場を確立するための一環として提案されておりますが、当初の国民の期待から大幅に後退し、骨抜きにされてしまひました。

本法案によつて設立される証券取引等監視委員会は、国家行政組織法三条機関としてではなく、審議会等と同じ八条機関とされ、独自の行政処分権を持たないなど、極めて独立性の弱いものとなつております。委員長及び委員の任命権は、両院の同意が必要とはいえ、大蔵大臣にあり、事務

局の人事権も大蔵大臣にあります。地方組織に至っては、委員会の権限は財務局長に委任されるなど、文字どおり一体化しているのではありません。

また、委員会は、専ら証券取引のみを監視することとし、銀行等金融機関を監視対象から外していますが、これは金融・証券両市場の一体化から両市場を視野に置くべしという行革審の答申にすら反しており、不当であります。金融・証券不祥事においても、証券取引のみならず、金融取引に關しても巨額の不正取引がなされたことが明らかにしました。また、政府が行おうとしている金融制度改革は同業務の相互参入を促進しようとするものであり、銀行を監視対象から外することは納得できません。

さらに、委員会の検査や調査結果などを公表するとともに、国会に報告することを義務づけるべきであります。

本改正案はこのほか、株価操縦に対する刑事罰適用の見送りなど、問題を含んでおり、賛成できません。

我が党提出の修正案は、これらの一定部分についての修正を施したものであるもので、御賛同くださるようお願いいたします、討論といたします。

○委員長(竹山裕君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、近藤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹山裕君) 少数と認めます。よって、近藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹山裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

前畑君から発言を求められておりますので、これを許します。前畑君。

○前畑幸子君 私は、ただいま可決されました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うとともに、自己責任原則に基づき明確なルールの下で公正な取引を行うという基本的な原則の周知徹底に努め、市場の活性化につながる透明、かつ、健全な市場の実現を図ること。

一 証券取引等監視委員会の委員の人選に当たっては、行政部門からの独立性・中立性を確保する観点から、これを担保し得る、かつ、専門的知識を持った適任者を選任すること。

また、委員会を担う事務局職員についても委員会設置の趣旨を勘案して幅広く人材を求めること。

一 委員会の職務遂行の万全を期するため、事務局体制の充実を図るとともに、委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。

一 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には迅速、適切に対応すること。

一 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を公表するに当たって、検査等、事務

処理状況の実態についても国民に十分理解されるよう配慮すること。

一 自主規制機関である証券業協会及び証券取引所が、自ら証券取引のルール違反を監視し、処分する仕組みと慣行を確立し、自主規制機関としての本来の使命を十分果たし得るよう努めること。

一 今般の証券会社による損失補てん等一連の証券不祥事によって、投資者の信頼が著しく損なわれたことにかんがみ、早急に、いわゆる「とばし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。

一 行き過ぎた大量推奨販売行為や相場操縦的行為についての禁止規定の運用等に当たっては、積極的に公正、かつ、厳正に行うこと。

一 証券行政の透明化を図るため通達等を全面的に見直し、可能な限り法令に移行する措置を講ずるとともに、極力、その整理・統合に努めること。

一 投資者保護の観点から、投資顧問業者及び投資信託委託会社の業務の健全性を図るため、その独立性の確保に努めること。

以上でございます。

○委員長(竹山裕君) ただいま前畑君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹山裕君) 全会一致と認めます。よって、前畑君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、羽田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。羽田大蔵大臣。

○國務大臣(羽田孜君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても

御趣旨に沿ひまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(竹山裕君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹山裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

(参照)

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案の一部のように修正する。

第一条第十五条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二 大蔵大臣は、次に掲げる権限(第二十条第一項に規定する犯罪事件に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。

一 前条第一項(第二号に限るものとし、第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による権限(業務の停止の命令に限る。)

二 前条第二項の規定による権限(同条第一項第二号に該当する行為をしたときに限る。)

第三十六条第一項中「前条」を「第三十五条」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「附する」を「付する」に、「前条」を「第三十五条」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第一条中第五十条第一項の改正規定及び同条第

二項の改正規定を削る。

第一条のうち第五十条の二の改正規定中「改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

第五十条の三 証券会社は、特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるものをしてはならない。

第一条のうち第六十五条の二の改正規定中「第五十条」に改め「の」に、「同条第四項中「第五項」の下に「並びに第五十条の三」を加え、「同条第二項」を「第五十条の二第二項」に改め」を加える。

第一条のうち第九十九条の改正規定中「併料する」に改め「の下に」、同条第一号の五中「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」これらの規定を「改め」を加える。

第一条のうち第九十四条の三の改正規定中「権限」の下に「第三十五条の二」を加え、同改正規定のうち第二項中「委員会」の下に「第三十五条の二」を「権限」の下に「並びに第七章の規定による権限」を加える。

第一条中第九十四条の三の次に一条を加える改正規定を削る。

第一条のうち第八十六条の改正規定中「大蔵省令で」を「大蔵省令（証券取引等監視委員会から出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人にあつては、証券取引等監視委員会規則で）に改める」。

第一条のうち第八十三条の改正規定中「第八十三条中」の下に「大蔵大臣」の下に「又は委員会を加え」を加える。

第一条のうち第八十二条第一項の改正規定中「第八十二条第一項中」の下に「大蔵大臣」の下に「又は証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）を、「当該職員」の下に「（委員会にあつては、委員会の職員。以下この条及び次条において同じ。）を加え」を加え、

同条第二項の改正規定中「同条第二項中」の下に「大蔵大臣」の下に「又は委員会」を加え」を加え、同条第三項の改正規定中「ない」に改め「の下に」、同条第四項中「大蔵大臣」の下に「又は委員会」を加え」を加える。

第一条中第七章を第八章とする改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六章（第五十七条を除く。）中「大蔵大臣」を「委員会」に改める。

第一条のうち第六十三条の改正規定中「削り」の下に、「当該職員」を「委員会の職員」に改め」を加える。

第一条のうち第五十九条第一項の改正規定中「申立てを」の下に「当該職員」を「委員会の職員」に改め」を加える。

第一条中第五十七条を第六十二条とする改正規定を次のように改める。

第五十七条中「大蔵大臣」を「証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）に改め、同条を第六十二条とする。

第二条中目次の改正規定を削る。

第二条中第十七条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（証券取引等監視委員会への委任）

第十二条の二 大蔵大臣は、次に掲げる権限（第三十八条の二の規定により犯則事件とみなされる事件に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。

一 前条第一項（第二号に限る。）の規定による権限（業務の停止の命令に限る。）

二 前条第二項の規定による権限（同条第一項第二号の行為をしたときに限る。）

第十三条第三項第二号中「附された」を「付された」に改め、同項第三号中「前条」を「第十二条」に改め、同項第四号中「行なわれない」を「行われぬ」に改める。

第二条のうち第十七条の改正規定中「原則」を「の下に」「禁止等」の下に「第五十条の三（大量

推奨販売の禁止」を」を加える。

第二条のうち第二十八条の改正規定中「第八十六条」の下に「改め、大蔵大臣の下に」又は証券取引等監視委員会を、「当該職員の下に（証券取引等監視委員会にあつては、その職員。次条第二項において同じ。）を加え」を加える。

第二条のうち第二十九条第一項の改正規定中「に改め」の下に「大蔵大臣」の下に「又は証券取引等監視委員会を加え」を加え、同条第二項の改正規定中「証券等」の下に「改め、大蔵大臣」の下に「又は証券取引等監視委員会」を加え」を加える。

第二条のうち第三十二条の改正規定中「権限」の下に「第十二条の二及び」を加え、同改正規定のうち第二項中「委員会」の下に「第十二条の二及び」を「権限」の下に「並びに第二十七条において準用する証券取引法第七章（仲介）の規定による権限を加える。

第二条のうち第四十章第三十二条の次に一条を加える改正規定を削る。

第二条中第三十三条第二号の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十四条第六号中「第五十条の二第一項」の下に「又は第五十条の三」を加える。

第三条中第七十七条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十九条の次に次の一条を加える。
（業務の停止等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任）

第七十九条の二 大蔵大臣は、次に掲げる権限（第六十六条第一項に規定する犯則事件に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。

一 前条第一項（第三号に限る。）の規定による権限（業務の停止の命令に限る。）

二 前条第三項の規定による権限（同条第一項第三号に該当する行為をしたときに限る。）

第三条のうち第九十二条の改正規定中「第七十七条の二」の下に「第七十九条の二」を加える。

第三条中第九十二条の次に一条を加える改正規定を削る。

第三条のうち本則に一章を加える改正規定のうち第九十二条中「行政不服審査法」の下に「（昭和三十七年法律第六十号）を加える。

第四条を次のように改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第四条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 国税庁	
第一節 総則（第十六条―第十九条）	
第二節 特別の機関（第二十條）	
第三節 地方支分部局（第二十一條・第二十二條）	

第三章 外局

第一節 総則（第十六條）	
第二節 証券取引等監視委員会（第十七條―第三十三條）	
第三節 国税庁	
第一節 総則（第三十四條―第三十六條）	
第二節 特別の機関（第三十七條）	
第三節 地方支分部局（第三十八條・第三十九條）	
第四節 第四十一條中「第二十五條第一項各号」を「第四十二條第一項各号」に、「とるを」を「採る」に改め、同条第八十号中「及び証券業協会連合	

に改める。

会の登録を」の設立の認可」に改め、同条第八十六号を次のように改める。

八十六 証券取引の監視に關すること。
第四條第八十六號の次に次の一號を加える。
八十六の二 証券取引に關する紛争の仲介に關すること。

第四條第九十七號の九中「次條第三十五號の六」を「次條第三十五號の七」に改め、同條第九十七號の十とし、同條第九十七號の八を同條第九十七號の九とし、同條第九十七號の七の次に次の一號を加える。
九十七の八 金融先物取引の監視に關すること。

第五條中第三十五號の六を第三十五號の七とし、第三十五號の五を第三十五號の六とし、第三十五號の四の次に次の一號を加える。
三十五の五 金融先物取引を監視すること。

第五條第四十六號中「登録し」を「設立を認可し」に改め、同條第四十八號の次に次の二號を加える。
四十八の二 証券取引を監視すること。
四十八の三 証券取引に關する紛争を仲介すること。

第六條第二項中「受け」を「受けて」に改める。
第四條中第二十五條を第四十二條とし、第二十四條を第四十一條とする。

第二十三條第二項中「外」を「ほか」に改め、第四章中同條を第四十條とする。
第三章の章名並びに同章第一節、第二節及び第三節の節名を削る。

第二十二條を第三十九條とし、第二十一條を第三十八條とし、同條の前に次の款名を付する。

第三款 地方支分部局
第二十條を第三十七條とし、同條の前に次の款名を付する。

第二款 特別の機關
第十九條を第三十六條とし、第十八條を第三十五條とし、第十七條を第三十四條とし、同條の前に次の節名及び款名を付する。

第三節 國稅庁

第一款 總則
第十六條を削り、第十五條の次に次の章名及び二節を加える。
第三章 外局
第一節 總則

(外局の設置)
第十六條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、大藏省に置かれる外局は、次のとおりとする。

証券取引等監視委員會
國稅庁

第二節 証券取引等監視委員會
(任務)
第十七條 証券取引等監視委員會(以下この節において「委員會」という。)は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び權限)
第十八條 委員會は、第四條第七十九號及び第九十七號の六に掲げる事務(証券取引法昭和二十三年法律第二十五號)その他の法律の規定に基づき委任されたものに係る事務に限る。並びに同條第八十六號、第八十六號の二及び第九十七號の八に掲げる事務をつかさどる。

2 委員會は、その所掌事務を遂行するため、第五條第三十五號の四及び第四十五號に掲げる權限(証券取引法その他の法律の規定に基づき委任されたものに限る。)並びに同條第三十五號の五、第四十八號の二及び第四十八號の三に掲げる權限を行使する。

(職權の行使)
第十九條 委員會の委員長及び委員は、独立してその職權を行う。

(組織)
第二十條 委員會は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員長は、會務を經理し、委員會を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(委員長及び委員の任命)
第二十一條 委員長及び委員は、兩議院の同意を得て、大藏大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、大藏大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の國會において兩議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、兩議院の事後の承認が得られないときは、大藏大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)
第二十二條 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ、委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)
第二十三條 委員長及び委員は、次の各号のいづれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員會により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第二十四條 大藏大臣は、委員長又は委員が前條各号のいづれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(會議)
第二十五條 委員會は、委員長が招集する。

2 委員會の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

(服務)
第二十六條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政黨その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、大藏大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)
第二十七條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)
第二十八條 委員會の事務を處理させるため、委員會に事務局を置く。

(勸告)
第二十九條 委員會は、証券取引法その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次條において「証券取引検査等」という。)を行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために行うべき行政処分その他の措置について大藏大臣に勸告することができ、ただし、委員會が自ら行政処分をすることができるときは、この限りでない。

2 大藏大臣は、前項の勸告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、大蔵大臣に対し、第一項の勧告に基づいて採った措置について報告を求めることができる。

(建議)

第三十条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる。

(大蔵大臣が行う検査についての報告の義務等)

第三十一条 大蔵大臣は、その行う金融、外国為替及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会の所掌に属するものを除く)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 大蔵大臣は、委員会から前項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 大蔵大臣は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる。

(国会に対する報告等)

第三十二条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を、大蔵大臣を経由して国会に対し報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(規則の制定)

第三十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は証券取引等監視委員会の特別の委任に基づいて、証券取引等監視委員会規則を制定することができる。

附則第一条ただし書中「第二章第一節の次に一

平成四年六月十日印刷

平成四年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

I

節を加える改正規定(第十一条第一項)を、第十五条の次に章名及び二節を加える改正規定(第二十一条第一項)に改める。

附則第十六条中「第十一条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

附則第十九条中「第一条第十三号の五の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 証券取引等監視委員会の委員長及

び委員

附則第十九条のうち別表第一官職名の欄の改正規定中「中央更生保護審査会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「公害等調整委員会の常勤の委員」に改める。

附則中第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

第二十七条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	
大蔵省	大蔵省
証券取引等監視委員会	証券取引等監視委員会
国税庁	国税庁
に改める。	